

平成 30 年 11 月 26 日  
 長岡市福祉保健部介護保険課  
 介護事業推進係

## 退院・退所加算のカンファレンス要件について

居宅介護支援の退院・退所加算は、利用者の退院又は退所にあたって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に算定するものです。

### ○平成 29 年度以前(参考)

入院又は入所期間中 3 回まで算定可能。1 回 300 単位。(3 回算定することができるのは、そのうち 1 回について、入院中の担当医等との会議(カンファレンス)に参加して、退院後の在宅での療養上必要な説明を行った上で、居宅サービス計画を作成した場合に限る。)

### ○平成 30 年度以降(報酬改定後)

入院又は入所期間中につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。

	退院・退所加算 <b>イ</b> (カンファレンス参加 無)	退院・退所加算 <b>ロ</b> (カンファレンス参加 有)
<b>(Ⅰ)</b> 連携 1 回	4 5 0 単位	6 0 0 単位
<b>(Ⅱ)</b> 連携 2 回	6 0 0 単位	7 5 0 単位
<b>(Ⅲ)</b> 連携 3 回	—	9 0 0 単位

※いずれかの区分の加算を算定する場合においては、その他の区分の加算は算定しない。

※初回加算を算定する場合は、退院・退所加算は算定しない。

### ○カンファレンスの要件について

退院・退所加算における「カンファレンス」は、以下のとおりとされています。

#### 病院又は診療所

診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料 2 の注 3 を満たすもの

参考：診療報酬 退院時共同指導料 2 の注 3 の要件

入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員のうちいずれか 3 者以上と共同して指導を行った場合に、多機関共同指導加算として、2,000 点を所定点数に加算する。

入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等を除いて、3者必要となります。(実際に現場に集まるのは4者以上となります) また、3者のカウントの仕方についてですが、

- ア 在宅療養担当医療機関の保険医又は看護師等
- イ 保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士
- ウ 保険薬局の保険薬剤師
- エ 訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士(※)
- オ 介護支援専門員
- カ 相談支援専門員

ア～カのうち、いずれか3者以上参加していることが要件となります。(例えばエから2名参加していても、1者の扱いとなる)

なお、エ(※)についてですが、訪問看護ステーションの各職種を要件としているため、通所リハビリテーションや通所介護の当該職種は該当しません。(通所リハや通所介護の職員は、看護職やリハ職であってもカンファレンス要件の3者うちのひとつとして認められません。)【平成30年10月 関東信越厚生局新潟事務所に確認済】

#### ○退院時共同指導料2の注3の要件を満たす具体例(一例)

- 入院先医療機関の保険医と、在宅医療機関の保険医、訪問看護ステーションの看護師、介護支援専門員
- 入院先医療機関の看護師と、在宅医療機関の保険医、訪問看護ステーションの看護師、介護支援専門員
- 入院先医療機関の看護師と、訪問看護ステーションの看護師、介護支援専門員、相談支援専門員

#### ○退院時共同指導料2の注3の要件を満たさない具体例(一例)

- ×入院先医療機関の保険医と、訪問看護ステーションAの看護師、訪問看護ステーションBの看護師、介護支援専門員
- ×入院先医療機関の看護師と、訪問看護ステーションCの看護師、同じく訪問看護ステーションCの理学療法士、介護支援専門員

⇒訪問看護ステーションとして1と数えるため不可

- ×入院先医療機関の看護師と、訪問看護ステーションの看護師、通所介護の看護師、介護支援専門員
- ×入院先医療機関の看護師と、通所介護の看護師、通所介護の理学療法士、介護支援専門員
- ×入院先医療機関の看護師と、通所リハビリテーションの理学療法士、ショートステイの看護師、介護支援専門員

⇒“訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士”は訪問看護ステーションを対象としており、通所介護や通所リハビリテ

ション、ショートステイの職員は対象としていないため看護職やリハ職であっても不可

## ○留意事項

退院・退所加算の算定にあたっては、以下に注意してください。

- (1) カンファレンス“有”となる退院・退所加算(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)ロ、(Ⅲ)いずれかの算定を行う場合は、担当介護支援専門員個人の判断だけでなく、参集者全員でカンファレンスの要件を満たすかどうか確認を行うようにしてください。

なお、病院又は診療所の場合、入院先医療機関が診療報酬の“退院時共同指導料2の注3”となる多機関共同指導加算を算定しているかどうかは、介護報酬における居宅介護支援の退院・退所加算の算定に影響しません。(医療機関が“退院時共同指導料2の注3(多機関共同指導加算)”を算定していても、算定していなくても、退院時共同指導料2の注3の要件(=退院・退所加算のカンファレンスの要件)を満たしていれば、居宅介護支援事業所はカンファレンス“有”となる退院・退所加算(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)ロ、(Ⅲ)いずれかについて算定可能))

- (2) 解釈通知において定められている「利用者に関する必要な情報」は「別途定める」とされており、国通知(平成21年3月13日付け老振発第0313001号厚生労働省老健局振興課長通知)により「標準様式例(退院・退所情報記録書)」が示されていますが、この度様式の改正が行われています。

必ずしも当該標準様式を用いなければならないものではありませんが、当該様式によらない場合であっても、少なくとも国が提示している記載項目を備える必要があると考えますので御留意ください。

- (3) カンファレンスに参加した場合は、国の定める様式ではなく、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付してください。

## ○病院又は診療所以外の場合のカンファレンス(参考)

### 地域密着型介護老人福祉施設

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第134条第6項及び第7項に基づき、入所者への援助及び居宅介護支援事業者への情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第131条第1項に掲げる地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。

### 介護老人福祉施設

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)第7条第6項及び第7項に基づき、入所者への援助及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第2条に掲げる介護老

人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。

#### 介護老人保健施設

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 40 号）第 8 条第 6 項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第 2 条に掲げる介護老人保健施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。

#### 介護医療院

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省令第 5 号）第 12 条第 6 項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第 4 条に掲げる介護医療院に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。

#### 介護療養型医療施設

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 9 条第 5 項に基づき、患者に対する指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第 2 条に掲げる介護療養型医療施設に置くべき従業者及び患者又はその家族が参加するものに限る。